

2025 年度横浜市立大学学術研究会総会議題

日時： 2025 年 6 月 26 日 (木) 17 時より
会場： 金沢八景キャンパス 文科系研究棟2階 第二会議室

※リモートでのご参加も可能です。

出欠確認フォームで「出席」とご回答の方にのみ、zoom リンクをお知らせいたします。

議 題

1. 定足数の確認、議長／議事録署名人選出
2. 2025 年度役員の選任 資料1
3. 2024 年度活動報告 資料2
4. 2024 年度決算報告 資料3—①、②
5. 2024年度監査報告
(1)会計監査報告 資料4
(2)業務評価報告 資料5
6. 2025年度事業計画及び予算案審議 資料6 資料7
7. 文書管理規程の制定について 資料8

本会における文書の保存・管理に関する基本的な事項を定めることにより、適正かつ円滑な文書の保存・管理を図ることを目的とし、本規程案を提出いたします。
8. 規程の改定について 資料9
(1)学術論文投稿費補助規程 資料 10
(2)博士論文印刷・製本費用補助規程 資料 11

(1)・(2)とも、申請様式等の電子的提出を可能とすることを目的とし、改定案を提出いたします。
スキーム（申請・受給資格および条件、補助金額等）の変更はいたしません。
9. その他

2025 年度 学術研究会役員(敬称略)

所属・選出母体	名前	役職・担当 ※1
国際商学部	鞠 重鎬	運営委員長
	岩佐 朋子	学会助成、退職記念事業助成担当
国際教養学部	後藤 寛	運営副委員長 兼 編集委員長
	江上 園子	学会参加補助、博論印刷製本費用補助、学術論文投稿費補助担当
理学部 ※2	佐藤 拓輝	会計委員
	服部 伸吾	機関リポジトリ関連、学術研究会 HP 担当

※1 ここに名前を挙げた全員が運営委員であり、編集委員でもある。

※2 理学部・データサイエンス学部を合わせてひとつの選出母体とするが、今年度は理学部から 2 名選出

会計監査人

所属	名前
国際商学部	藤崎 晴彦

事業名	内訳	説明
発行事業	《発行済》 ・『論叢』人文科学系列75巻2・3合併号 250部 人文科学系列76巻1号 250部 社会科学系列75巻2・3合併号 250部 社会科学系列76巻1号 250部 ・『学生論集』63号 250部 64号 250部 《編集集中》 ・『論叢』人文科学系列76巻2・3合併号 250部 社会科学系列76巻2・3合併号 250部 ・『学生論集』65号 250部	・『論叢』は他大学の学術誌と交換。また、講義教材としても利用。自然科学系列は退職記念号のみ刊行の方針だが、それに代えて、退職教員の単著の記念論集を刊行することもある（今年度はなし）
論文電子公開事業	《登録・公開済（括弧内は当年度の登録本数）》 ・本会学術機関リポジトリ ・『論叢』掲載論文 3,447本（2,820本） ・Discussion Paper 0本（0本） ・EBSCOデータベース ・上記《発行済》の『論叢』掲載論文	・未登録であったバックナンバーの電子化が完了 ・DPは、著者が許諾した場合のみ、本学機関リポジトリに登録・公開の方針 ・EBSCOへは『論叢』人文67巻1号、社会67巻1号、自然65巻1・2・3合併号以降の掲載論文を登録・公開
学生教育テキスト作成事業	理系学部生の必修科目「基礎実験」のテキストの作成 300部	・「基礎実験」の受講者全員に配布 「自然科学基礎実験」より名称変更
出版助成事業	今年度は助成執行なし 出版助成申請原稿の審査を実施	・助成申請資格は学術研究会正会員および名誉教授（元会員）。 ・申請時に助成形態を選択（横浜市立大学新叢書シリーズとして出版、または買取式） ・講義教材としても利用。
学会助成事業	横浜市立大学正会員が主催する学会に対し1件につき1万5千円、5万円もしくは10万円を上限とする助成 ・今年度の実績 0件	
退職記念事業助成事業	退職する正会員の記念事業に対し1件につき5万円を上限とする助成 ・今年度の実績 2件	
博士論文印刷・製本費用補助事業	博士号取得（見込）の学生会員に対し1件につき1万円を上限とする助成 4件	
学会参加補助事業	学会で発表を行う学生会員に対し学会参加登録費を補助 国内学会発表者に対し1件5千円以内の補助 ・今年度の実績 29件 国際学会発表者に対し1件2万円以内の補助 ・今年度の実績 11件 計 40件	・予算額を増額したが（2023年度 20万円→2024年度 30万円）、全申請者に支給した場合、予算超過となるため、初回申請者にのみ支給（支給総額29万6,531円）。
学術論文投稿費補助事業	国際的な学術雑誌に論文を採択された正会員・学生会員に対し、1件10万円以内の補助 ・今年度の実績 1件	
学術研究会HP事業	学術研究会HPの運営	
その他事業	今年度はなし	

収支（2024年4月1日～2025年3月31日）

一般会計				
収入の部	予算	実績	差額（実績－予算）	実績／予算
[0] 前年度繰越金	11,105,305	11,105,305	0	100.0%
[1] 正会員会費	600,000	586,000	▲ 14,000	97.7%
[2] 学生会員会費	2,326,000	2,328,000	2,000	100.1%
[3] 卒業生会費・賛助会費	6,000	15,000	9,000	250.0%
[4] 普通預金口座利子	15	4,614	4,599	30760.0%
[5] 論叢販売代金等	26,000	37,900	11,900	145.8%
[6] その他(H24年度以前の会費等)	0	5,000	5,000	-
[7] 特別会計から繰入	0	0	0	-
計	14,063,320	14,081,819	18,499	100.1%
(実質収入)	2,958,015	2,976,514	18,499	100.6%

支出の部	予算	実績	差額（予算－実績）	実績／予算
[8] 印刷費等	1,688,030	1,469,380	218,650	87.0%
[9] 振込手数料	20,000	18,645	1,355	93.2%
[10] 学会助成等	300,000	0	300,000	0.0%
[11] 退職記念事業助成	150,000	96,537	53,463	64.4%
[12] 論叢等郵送料等	80,000	60,997	19,003	76.2%
[13] 会計監査費用等	98,000	98,000	0	100.0%
[14] 出版助成費	1,047,600	0	1,047,600	0.0%
[15] 博士論文印刷製本費補助	30,000	38,250	▲ 8,250	127.5%
[16] 学会等参加学生補助	300,000	296,531	3,469	98.8%
[17] 発行物電子公開費用	0	0	0	#DIV/0!
[18] 学術論文投稿費補助	100,000	100,000	0	100.0%
[19] パソコン等OA消耗品代	20,000	0	20,000	0.0%
[20] パソコンソフト代	5,000	0	5,000	0.0%
[21] コピー代・用紙代	4,000	2,649	1,351	66.2%
[22] 事務文具・備品代	40,000	7,529	32,471	18.8%
[23] 事務謝金	1,800,000	1,783,615	16,385	99.1%
[24] 通勤手当	150,000	138,760	11,240	92.5%
[25] 学術研究会室使用料	21,555	21,555	0	100.0%
[26] 口座管理手数料	16,000	15,050	950	94.1%
[27] 租税公課	1,800	2,105	▲ 305	116.9%
[28] 予備費	200,000	0	200,000	0.0%
[29] その他謝金	40,000	100,000	▲ 60,000	250.0%
[30] その他（諸経費・雑費）	1,000	1,596	▲ 596	159.6%
[31] 雑損失	7,000	7,000	0	100.0%
[32] 特別会計へ繰入	0	0	0	0.0%
[33] 次期繰越金	7,943,335	9,823,620	▲ 1,880,285	123.7%
計	14,063,320	14,081,819	▲ 18,499	100.1%
(実質支出)	6,119,985	4,258,199	1,861,786	69.6%

*2019年度退会者の滞納会費(2018年度分)。
2016年度～2019年度会計まで未収会費として
計上しているが、債権消滅時効を過ぎたため、
雑損失として処理

	予算	実績
収支	0	0
(実質収支)	▲ 3,161,970	▲ 1,281,685

特別会計				
収入の部	予算	実績	差額（実績－予算）	実績／予算
[34] 前年度繰越金	20,503,273	20,503,273	0	100.0%
定期預金口座利子	11,000	16,771	5,771	152.5%
計	20,514,273	20,520,044	5,771	100.0%
(実質収入)	11,000	16,771	5,771	152.5%

支出の部	予算	実績	差額（予算－実績）	実績／予算
[35] 一般会計へ繰入	0	0	0	#DIV/0!
[36] 次期繰越金	20,514,273	20,520,044	▲ 5,771	100.0%
計	20,514,273	20,520,044	▲ 5,771	100.0%
(実質支出)	0	0	0	-

(実質収支) 11,000 16,771

資産残高（2025年3月31日現在）

定期預金（三井住友）	10,126,946	20,520,044	特別会計
定期預金（三菱UFJ）	10,393,098		
普通預金（横浜銀行・決済）	2,992,484	10,000,970	一般会計
普通預金（三井住友銀行・決済）	6,938,848		
現金	54,216		
未収金	0		
未収会費	5,000		
貯蔵品	10,422		
計	30,521,014		

負債・財産残高（2025年3月31日現在）

未払事務謝金	147,225	177,350	一般会計
未払通勤手当	9,940		
未払金（クリックポスト）	185		
未払金（査読謝金）	20,000		
計	177,350		

次期繰越金
(一般＋特別)
30,343,664

令和 7 年 6 月 5 日

監 査 報 告 書

1. 監査日程

第一回	令和 7 年	5 月	8 日
第二回	令和 7 年	5 月 1 5 日	
第三回	令和 7 年	6 月	5 日

2. 監査方法の概要

横浜市立大学学術研究会令和 6 年度の監査報告書作成のため、令和 6 年度分の貸借対照表、損益計算書、現金出納帳、銀行通帳、残高証明書、各種契約書類、領収書類等および総勘定元帳のすべての会計書類について監査を行った。この監査に当たっては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、会計担当者から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。

なお本報告書は 4 部作成し、このうちの 2 部を学術研究会委員長および学術研究会会長に提出、1 部を学術研究会事務所に提出、1 部を大石税務会計事務所に保存する。

3. 監査の結果

横浜市立大学学術研究会令和 6 年度の貸借対照表および損益計算書は会計処理について何ら問題なく、当該団体の財産状態を正しく示していると認める。

〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町18-20-503 以上
大石税務会計事務所

大石和礼 

I 収入の部

1 正会員会費収入について

浜銀ファイナンスが年会費の徴収を行っている。当該機関から送られてくる通知には会費納入者および未納者の氏名ならびに期末時点での未収会費の金額も掲載されている。通常、企業の決算報告においては未収金の内訳は相手先の名称・住所・金額が添付して公表されるが、学術研究会においては、正会員の個人情報公表されることになるので、会計事務が把握し、適時督促するにとどめる現在の方法でよいと判断した。ちなみにその高は前年度の 14,000 円から 9,000 円減少し 5,000 円であった。なお、正会員会費収入は 586,000 円である。

2 学生会員会費収入について

学生会員の会費収入については大学より学部ごとの明細が提出されている。令和 6 年度入会の学生会員は前年度より 8 名減の 1,163 人(内訳は国際教養学部 296 人、国際商学部 282 人、理学部 127 人、医学部 202 人、DS 学部 64 人、大学院 192 人)、学生会費は入学時に徴収し在学中一人 2,000 円で収入額は 2,326,000 円であった。また年度中に 1 名の途中入会があったため最終の学生会員会費収入は 2,328,000 円となった。

なお、学生会員の会費は大学が代理徴収し当会の銀行口座に一括入金されている。学術研究会としては入学生の総数および未納者の情報を把握しているが、学生会員の入会は任意であるため会費未納者への追求はしないとし、未収会費は計上していない。

3 OB 賛助会員会費収入について

OB 賛助会員の会費収入は、本年度は 6 名、会費収入は 15,000 円であった。1 名は会則 3 条 2 項の会費免除の対象であったため返金し、実際の内訳は 5 名で 15,000 円となっている。

4 普通預金・定期預金について

普通預金の残高については通帳及び支払請求書・領収書等より照合、定期預金の残高については定期預金書替えの利息明細と照合して確認。問題は認められなかった。

Ⅱ 支出の部

1 現金出納帳について

支払請求書および領収書類等を現金出納帳、総勘定元帳と全件突合せして確認したところ問題は認められなかった。

2 印刷費について

本年度は7件の入札が行われた。全件において入札要綱・各社の見積書・開札結果一覧表・契約書類等そろえられており、問題は見られなかった。

3 事務謝金（賃金）について

事務員全員について、出勤による勤務時間、在宅ワークによる勤務時間と業務内容、休憩時間のまで5分単位で詳細に記録されている。問題は認められなかった。

4 共益費の支払いについて

学術研究会から大学へ施設使用料として支払っている。 $1,633 \text{ 円} \times 110\% = 1,796 \text{ 円}$ (正確には1,796.3円)、これを12か月分で21,555円で5月16日に一括払いされている。

5 学会等助成金について

本年度における申請は0件であった。

6 教員退職記念事業助成金について

本年度の申請は2件であった。申請書ならびに概要資料、使途報告書等、書類はそろっており問題は確認されなかった。

7 出版助成費について

本年度における申請は0件であった。

8 博士論文製本補助について本年度における申請件数は4件であった。申請書、最終審査合格証明書、領収書等そろっており、問題は確認されなかった。

9 学生会員への学会参加補助について

前々年度は32件、コロナ禍明けとなった前年度は44件、今年度は40件の申請があった。申請書、概要資料、領収書等もそろっており問題は確認されなかった。

Ⅲ その他の事項

1 収入と支出の動きについて

近年の収入と支出の動き

	収入	支出	差引
平成 29 年度	1,838,721 円	5,232,245 円	△ 3,393,524 円
平成 30 年度	2,934,253 円	5,474,990 円	△ 2,540,737 円
令和 1 年度	2,982,113 円	5,561,761 円	△ 2,579,648 円
令和 2 年度	2,928,698 円	4,510,481 円	△ 1,581,783 円
令和 3 年度	2,924,924 円	5,056,406 円	△ 2,131,482 円
令和 4 年度	3,042,773 円	3,666,803 円	△ 624,030 円
令和 5 年度	2,994,203 円	5,871,241 円	△ 2,877,038 円
令和 6 年度	2,993,285 円	4,258,199 円	△ 1,264,914 円

収入はここ数年ほぼ同じであるが、出版助成費の有無、論叢・論文集の件数等により支出は大きく変化する。これは予測できるものではないためある程度の留保金の確保は必須と考える。

2 その他

学術研究会と私の間に交わされた契約は、当会の会計業務が適正に行われているか、不正はないかの監査であって、運営方針に意見するものではない。ここでは大石個人として、これまで学術研究会の監査に携わってきたことについての雑感を述べさせていただく。

初めての監査は平成 22 年(平成 21 年度分)であった。そのときの留保金額は 87,198,195 円、今年度末は 30,521,014 円になった。15 年かけて 5,650 万円あまりの減、そろそろ底が見えてきた感がある。学術研究会は利益追求の集団ではないため、毎年度の収支を可能な限りプラスマイナスゼロにするのが理想である。それがなされていなかったため多大な留保金を産んでいた。

これを何とか正会員・学生会員たちに還元しなければと補助金・助成制度等を創設し、会費を値下げして今に至っている。その結果、留保金は年々減少し現在の状況になっているわけであるが、これより数年のうちに収支を均衡させ、軟着陸させないと学術研究会は存続の危機にさらされると予測する。私個人としては学生会費を元に戻す、即ち 4,000 円に戻すのが良いと考える。しかしこれについては議事録を見るに反対意見も多いようだ。理系と文系では学会発表や論文・論叢など受けるメリットに差があるとのこと。それならば文系は文系で、理系は理系で運営し、学術研究会を分割するのも一案かと思う。

また、このまま留保金を吐き出し続け、運営資金が枯渇したときは解散することになるが、これは何としても避けなければならない。学生会員の学会参加

補助の制度は学部や大学には無い、学術研究会独自の制度であるし、正会員の研究や出版への助成、退職記念事業補助、博士論文印刷補助、論文集、論叢、テキスト販売など印刷方面の事業等諸々が無くなってしまう。

会則第2条「本会は、会員の研究支援ならびにその成果の発表にかかる事業を行うことにより横浜市立大学における研究の発展充実をはかることを目的とする。」は、学術研究会はもとよりそもそも大学が掲げるはずのものと考ええる。それならば、もしも学術研究会が解散することになった後は新たに部署を創設しこの諸事業を引き継いでいくしかないが、新設された部署には蓄積されたノウハウは無く、また運営資金も新たに集めなければならない。やはりいかにして学術研究会を存続させるかの策を考えるのが良策であろう。

会費収入を増やさずに収支均衡を目指す案としては事業の縮小も考えられる。支出を減らせば収入が変わらずとも収支の均衡をとることが可能かもしれない。だが、どの事業を縮小あるいは削除するか。削られる対象は納得しないだろう。近年の物価高騰も鑑みるに、各種事業の縮小・削除をせずに収支均衡を目指すには収入の増加、即ち以前の学生会費の額に戻すのが良いのだろうと考えるに至った。

部外者が勝手な考えをまとまりなく挙げ連ねてしまい恐縮である。ご自身の研究から学生の指導もされる上に、学術研究会の運営に携わる先生方のご苦労には頭が下がる思いである。が、今まさに決断が迫られているのである。

令和 7 年 6 月 9 日

業 務 評 価 報 告 書

1. 評価日程

第 1 回 令和 7 年 6 月 5 日

第 2 回 令和 7 年 6 月 9 日

2. 業務評価

横浜市立大学学術研究会会則第 9 条に基づき、令和 6 年度の監査報告に付随する業務評価報告書作成のため、「横浜市指定管理者第三者評価マニュアル」などを参考に業務評価を実施した。

なお本報告書は 3 部作成し、正本 1 部と副本 1 部を学術研究会委員長および学術研究会会長に提出、副本 1 部を学術研究会事務所に保存する。

I. 確認できた事項

1. 運営委員会 その他

- ・運営委員会が全 10 回開催されていることを確認した。

【確認手段：資料「2024 年度議案・議事録」綴】

2. 総会

- ・総会が 2024 年 6 月 27 日に開催されていることを確認した。また、総会で挙げられた課題について抽出していることを確認した。

【確認手段：資料「2023 年度総会議案・議事録」綴】

3. 会員アンケート

- ・会員アンケートについては、正会員（および非常勤講師）に対し実施していることを確認した。

【確認手段：学術研究会ホームページおよび担当者へのヒアリング】

4. 事業

- ・令和 6 年度事業について、おおむね計画通り実施されていることを確認した。

【確認手段：資料「令和 6 年度事業計画」および「令和 6 年度活動報告（案）」】

5. 備品管理

- ・学研所有の備品の実在性を確認した（取得価額が高額な物品 3 品による試査）。

【確認手段：資料「備品台帳」および現場確認】

6. 施設衛生管理

- ・適宜清掃がおこなわれている旨、確認した。

【確認手段：資料「清掃実施表」および担当者へのヒアリング】

7. 緊急時対応

- ・資料保管室の鍵について、適切に管理されていることを確認した。

【確認手段：担当者へのヒアリング】

8. 組織運営および体制

- ・雇用契約書に定められた職員・アルバイト体制が取られていることを確認した。

【確認手段：資料「非常勤労働契約書」、「アルバイト雇用契約書」、「出勤簿」および担当者へのヒアリング】

- ・個人情報適正な管理のため、コンピュータログインパスワードの定期更新および書類廃棄時のシュレッダー利用がおこなわれていることを確認した。

【確認手段：担当者へのヒアリング】

9. 経理業務

- ・通帳、キャッシュカード、ワンタイムパスワード／トークン、印鑑は担当者を分け別箇所
で厳重に保管していることを確認した。

【確認手段：現場確認および担当者へのヒアリング】

10. 広報

- ・学術研究会ホームページおよび学術研究会案内掲示を確認した。

【確認手段：学術研究会ホームページおよび担当者へのヒアリング】

Ⅱ. 提案事項

1. 申請方法の電子化について

・現在、入会や助成等にかかる手続は原則紙ベースの申込書、申請書および添付書類を事務室内に持参することとなっています。他方、現時点でも総会出欠や一部の助成申請などでは Forms の活用や電子ファイルの添付するケースも既にあります。また、証明書類の原本が電子ファイルで発行されることも多いため、手続や書類の電子化への切替を検討ください。

2. 運営委員会議事録の様式について

・運営委員会議事録は、議事内容の詳細が網羅的に記載されており、あとで振り返る際に大変有効である一方、議事録内にて発言者や議題対象者の氏名が掲載されており、流出時のリスクが懸念されます。個人情報保護の観点から、議事録には今後は氏名を明記しない形式に改めて下さい。

3. 活動報告の見える化について

・例年、会長に学術研究会の活動概要を説明する際には会議資料や総会資料を用いて口頭説明をされているが、文章中心の資料では活動イメージが掴みづらいこともあり、学術研究会の趣旨を十分理解できてない中で指摘や質問がなされているように見受けられます。そのため、学術研究会が何をしているかが分かるように、画像を中心としたポスター（スライド）を作成し、活動説明（新入会員案内にも転用可）に用いることを検討ください。

令和7年6月9日

令和6年度横浜市立大学学術研究会監査委員

藤崎 晴彦



事業名	内訳	説明
発行事業	以下の発行物の編集・発行 ・『学生論集』第65号 250部 ・『論叢』人文科学系列76巻2・3合併号 250部 人文科学系列77巻1号 250～410部 社会科学系列76巻2・3合併号 250部 社会科学系列77巻1号 250～410部 ・ディスカッションペーパー（DP） 各30部	推薦論文および院生の投稿論文を募集、選考/査読のうえ編集し、年1回発行、在学生に配布。 他大学との学術雑誌と交換、在学生の教材として利用。 経済、経営、都市の3シリーズ。随時、登録を受付。
論文電子公開事業	・本学機関リポジトリ上およびEBSCO(株)のデータベース上で『論叢』掲載論文を公開 ・本学機関リポジトリ上でDPを公開	
学生教育テキスト作成事業	理学部・医学部1年生の必修科目「自然科学基礎実験」のテキストの作成	自然科学基礎実験の受講者全員に配布。
出版助成事業	・買取式（申請者が出版社を指定） 2件	柿崎一郎先生著書、大島誠先生著書
学会助成事業	・正会員が主催する学会1件につき5万～10万円の助成 3件程度 ・正会員が主催する学生向けの講演会、セミナー、シンポジウム1件につき1万5千円の助成 3件程度	
退職記念事業助成事業	退職する正会員の記念事業1件につき5万円以内の助成 3件	実施予定者： 齊藤広子先生、佐藤響子先生、和田淳一郎先生
博士論文印刷・製本費用補助事業	博士号取得（見込）の学生会員に対し1件につき1万円以内の助成 3件程度	
学会参加補助事業	学会で発表を行う学生会員に対し学会参加登録費を補助 国内学会発表者に対し 1件5千円以内の補助 国際学会発表者に対し 1件2万円以内の補助 } 国内・国際合わせて 40件程度	
学術論文投稿費補助事業	国際的な学術雑誌に論文を投稿し採択された者に対し1件につき10万円以内の補助 1件	本学研究推進部による論文投稿費補助を受けられなかった者を主な利用者として想定した制度である。
学術研究会HP事業	学術研究会HPの運営	
その他事業	予定なし	

予算書（2025年4月1日～2026年3月31日）

一般会計

収入の部	2025年度予算	2024年度実績	増減 (2025－2024)
[0] 前年度繰越金	11,105,305	11,105,305	0
[1] 正会員会費	600,000	581,000	19,000
[2] 学生会員会費	2,260,000	2,328,000	▲ 68,000
[3] 卒業生会費・賛助会費	6,000	15,000	▲ 9,000
[4] 普通預金口座利子	4,500	4,614	▲ 114
[5] 論叢販売代金等	5,000	37,900	▲ 32,900
[6] その他（H24年度以前の会費等）	0	5,000	▲ 5,000
[7] 特別会計から繰入	0	0	
計	13,980,805	14,076,819	▲ 96,014
(実質収入)	2,875,500	2,971,514	▲ 96,014

支出の部	2025年度予算	2024年度実績	増減 (2025－2024)
[8] 印刷費等	1,570,000	1,469,380	100,620
[9] 振込手数料	20,000	18,645	1,355
[10] 学会助成等	300,000	0	300,000
[11] 退職記念事業助成	150,000	96,537	53,463
[12] 論叢等郵送料等	65,000	60,812	4,188
[13] 会計監査費用等	98,000	98,000	0
[14] 出版助成費	1,000,000	0	1,000,000
[15] 博士論文印刷製本費補助	30,000	38,250	▲ 8,250
[16] 学会等参加学生補助	300,000	296,531	3,469
[17] 学術論文投稿費補助	100,000	100,000	0
[18] パソコン等OA消耗品代	20,000	0	20,000
[19] パソコンソフト代	5,000	0	5,000
[20] コピー代・用紙代	2,500	2,649	▲ 149
[21] 事務文具・備品代	15,000	7,529	7,471
[22] 事務謝金	1,500,000	1,783,615	▲ 283,615
[23] 通勤手当	150,000	138,760	11,240
[24] 学術研究会室使用料	21,555	21,555	0
[25] 口座管理手数料	16,000	15,050	950
[26] 租税公課	2,500	2,105	395
[27] 予備費	200,000	0	200,000
[28] その他謝金*	40,000	100,000	▲ 60,000
[29] その他（諸経費・雑費）	1,500	1,596	▲ 96
[30] 雑損失	0	7,000	▲ 7,000
[31] 特別会計へ繰入	0	0	0
[32] 次期繰越金	8,373,750	9,818,805	▲ 1,445,055
計	13,980,805	16,976,543	▲ 2,995,738
(実質支出)	5,607,055	4,258,014	1,349,041

(実質収支) ▲ 2,731,555 ▲ 1,286,500

[8] 印刷費等**

『論叢』人文76巻2・3合併号	200,000
人文77巻1号	300,000
社会76巻2・3合併号	150,000
社会77巻1号	300,000
自然科学基礎実験テキスト	220,000
『学生論集』65号	400,000
計	1,570,000

** 人文および社会の2・3合併号の締切はともに2025年3月。よって、年度内刊行の見込みはないため、除外

[14] 出版助成費

買取式助成(大島先生著書)	500,000
買取式助成(柿崎先生著書)	500,000
計	1,000,000

特別会計

収入の部	2025年度予算	2024年度実績	増減 (2025－2024)
前年度繰越金	20,520,044	20,503,273	16,771
[33] 定期預金口座利子	16,000	16,771	▲ 771
計	20,536,044	20,520,044	16,000
(実質収入)	16,000	16,771	

支出の部	2025年度予算	2024年度実績	増減 (2025－2024)
[34] 一般会計へ繰入	0	0	－
[35] 次期繰越金	20,536,044	20,520,044	16,000
計	20,536,044	20,520,044	16,000
(実質支出)	0	0	
(実質収支)	16,000	16,771	

文書管理規程（案）

（目的）

第1条 本規程は、横浜市立大学学術研究会（以下、本会）における文書の保存・管理に関する基本的な事項を定めることにより、適正かつ円滑な文書の保存・管理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において「文書」とは、本会の業務遂行の過程で作成または取得した文書等本会に必要な一切の書類で、一定期間の保存を要するものであり、紙によるものに限らず、電磁的記録も含む。

（文書保存の管理責任者）

第3条 文書保存の管理責任者（以下、「管理責任者」）は、本会運営委員長をもって充てる。

（整理・保存）

第4条 文書は、その存在及び所在を把握できるよう、常に適切に整理・保存しなければならない。

- 2 文書は、鍵のかかる場所、又はログイン設定を施した端末内に保存し、盗難および情報漏洩の防止に努めなければならない。
- 3 特に秘密保全および防災を要する文書は、金庫内に格納するものとする。電磁的記録については、ハードディスク等記憶媒体のみに保存し、その記憶媒体を金庫内に格納する。

（保存期間）

第5条 文書の保存期間は別表のとおりとする。

- 2 以下の場合には管理責任者の判断に従うものとする。
 - イ) 前項の別表に記載されていない場合
 - ロ) 文書の分類の判断について、疑義のある場合
- 3 相互に関連する複数の文書をまとめて保存する必要がある場合、それらの文書のうち最も保存期間の長いものに従う。

（保存期間の算定）

第6条 別表に示す保存期間の起算日は、当該文書を作成し、又は取得した年度の翌年度の初日とする。

（保存期間の延長）

第7条 保存期間を経過した文書で、係争中の事案に係る文書、開示請求の対象となった文書等については、管理責任者の判断に基づき、さらに期間を定めて保存するものとする。

（廃棄および完全削除）

第8条 保存期間を経過した文書は適宜、情報漏洩及び悪用を防ぐため、書面の場合には必要に応じて裁断、塗りつぶし等、当該文書の判読を不可能にする措置を講じたうえ廃棄し、電磁的記録の場合には完全削除により廃棄する。

付則

本規程は、令和7年〇月〇日から施行する。

別表（第5条）

保存期間	基準
永年	当会運営上特に重要な事案に関する文書
30年	総会資料・議事録
	運営会議資料・議事録
	会計監査関係書類
	予算書・決算書
	使用済み通帳
	貸借関係書類
	その他前各項に準ずる文書
10年	運営会議以外の会議の資料・議事録
	入退会関係書類（会員、賛助会員）
	雇用関係書類
	その他前各項に準ずる文書
5年	会計証憑（請求書、納品書、振込明細票、領収書等）
	学会参加補助申請関係書類
	出版助成申請関係書類
	助成金申請関係書類（学会、退職記念事業、学術論文投稿、博士論文印刷・製本等）
	出勤簿
	著作物利用許諾、転載許可、論文受理掲載証明等に関する文書
	通知、照会、回答等に関する文書
	その他前各項に準ずる文書
1年	会計証憑の写し
	刊行済み原稿
	軽易な通知、照会、回答等に関する文書
	その他前各項に準ずる文書

※「常用文書」について

現状を把握するなどの目的のために複数年度にわたり常時使用する文書については、常時使用する状態がなくなった時点で廃棄する。

学術論文投稿費用補助規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
[他の助成制度と併せて受給する場合の申告義務] 第6条 他の助成制度と併せて本補助を受給することは認めるが、その場合、所定の様式に受給の内訳を記し、本会に提出するものとする。	[他の助成制度と併せて受給する場合の申告義務] 第6条 他の助成制度と併せて本補助を受給することは認めるが、その場合、所定の様式に受給の内訳を記し、<u>申請者による署名捺印のうえ</u>、本会に提出するものとする。	(削除)

博士論文印刷・製本費用補助規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
第4条 補助金の支給を希望する者は、博士論文を印刷・製本した後に、次の4点を学術研究会に一括して提出しなければならない。 イ) 補助金支給申請書(所定の様式) ロ) 博士論文の最終審査合格証明書(所定の様式)、<u>もしくは学位記のコピー</u> ハ) 請求書兼口座振込依頼書(所定の様式) ニ) 印刷・製本費用の領収書(コピー可)	(申請・支給決定手続き) 第4条 補助金の支給を希望する者は、博士論文を印刷・製本した後に、次の4点を学術研究会に一括して提出しなければならない。 イ) 補助金支給申請書(所定の様式) ロ) 博士論文の最終審査合格証明書(所定の様式)。<u>必ず指導教員の署名・捺印を受けること</u> ハ) 請求書兼口座振込依頼書(所定の様式) ニ) 印刷・製本費用の領収書(コピー可)。	(追加) (削除) (削除)

〔目的〕

第1条 本規程は、横浜市立大学学術研究会（以下、「本会」という）による国際的な学術雑誌への論文投稿費の補助に関し、必要な事項を定めるものである。

〔補助金の額〕

第2条 補助金は1件当たり10万円を上限として支給する。

〔申請資格・手続き〕

第3条 申請者は以下の条件をすべて満たしているものとする。

- イ) 本会正会員または学生会員であること
- ロ) 当該論文の著者であること（執筆の序列は問わない）
- ハ) 投稿費の実質的な負担者であること
- ニ) 当該年度において、本補助を受給していないこと

（2）申請対象とする論文は以下の条件をすべて満たしているものとする。

- イ) 投稿先が国際的に価値のある雑誌であること
- ロ) 採択（accept）されてから一年以内であること

（3）申請対象とする論文について、カラー印刷およびグレースケール印刷の別は問わない。

（4）申請対象とする費用は投稿費とし、その他の費用は原則として含めない。

2）ただし、投稿費に50部までの論文別刷り代が含まれていても可とする。

（5）申請者は所定の期間内に以下の文書（各1部）を本会まで提出するものとする（申請期間と提出先は別途、文書等や本会 web サイト上で指定する）。

- イ) 申請書（所定の様式）
- ロ) 当該論文の採択を証明する文書（e-mail メッセージや web サイト等を印刷したもので可）。ただし、日本語・英語以外の言語の場合は和訳をつけること
- ハ) 投稿費の支払いを証明する文書（コピーでも可）。投稿費が外貨立ての場合、クレジットカードの明細書等、日本円での支払額がわかるものも添付すること
- ニ) 当該論文のコピー（当該雑誌の該当ページのコピーが望ましいが、申請時点において未刊行の場合には校正原稿または原稿のコピーでも可）

〔支給の決定〕

第4条 申請を受け付けたのち、本会運営委員会にて研究分野ごとの配分バランス等を勘案しつつ審査・選考し、支給対象を決定する。

第5条 支給決定の連絡を受けた申請者は、可及的速やかに本会まで請求書（所定の様式）を提出するものとする。

〔他の助成制度と併せて受給する場合の申告義務〕

第6条 他の助成制度と併せて本補助を受給することは認めるが、その場合、所定の様式に受給の内訳を記し、本会に提出するものとする。

付則 本規程は平成29年6月1日から施行する。

付則 令和元年6月27日改正。本規程は令和元年6月28日から施行する。

(目的)

第1条 本規程は、横浜市立大学学術研究会（以下「学術研究会」という）が博士論文製本印刷に対して支給する補助金に関し必要な事項を定め、もって学生の研究活動を支援することを目的とする。

(補助金支給の対象)

第2条 補助金は、横浜市立大学博士後期課程に在学する学生が作成する博士論文の印刷製本に対して支給する（詳しくは、添付の文書「申請手続きについて」を参照のこと）。

(補助金額)

第3条 補助金は1件につき1万円を上限として支給する（印刷製本費用が1万円に満たない場合、実費を支給する）。

(2) 補助金の年間支給額は、特に定めないものとする。

(申請・支給決定手続き)

第4条 補助金の支給を希望する者は、博士論文を印刷・製本した後に、次の4点を学術研究会に一括して提出しなければならない。

イ) 補助金支給申請書（所定の様式）

ロ) 博士論文の最終審査合格証明書（所定の様式）、もしくは学位記のコピー

ハ) 請求書兼口座振込依頼書（所定の様式）

ニ) 印刷・製本費用の領収書（コピー可）

(2) 助成金の支給の可否については、学術研究会運営委員会の審議を経て決定する。

(3) 学術研究会は、支給が決定した場合には、遅滞なく、申請者に対し支給金額を交付しなければならない。

付 則

本規程は平成24年4月1日より施行する。

付 則

平成27年5月28日、第2条に文言追加、第3条第1項に文言追加、同第3項を追加、第4条を変更。

本規程は平成27年4月1日に遡って施行する。

付 則

平成29年6月1日、第3条第3項を削除、第4条第1項ニ)の一部を削除。

本規程は平成29年4月1日に遡って施行する。